

「期間限定裁判」とは？なぜ設けては駄目なのですか？

質問1

期間限定裁判とは何ですか

- 今の民事裁判とは別に新たに「審理期間を6ヶ月以内に限定した裁判制度を設ける」という提案。
→（審理期間を制限した裁判制度は近代訴訟制度を探る国には無い）
- 民事訴訟のIT化（書面のオンライン提出など）とセットにして提案。
→（民事訴訟のIT化と関係はない）。
- 法制審議会が2月14日にまとめた「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」に入っている。
(名称と内容は、特別な訴訟手続、新たな訴訟手続、期間が法定されている審理の手續と変遷)
- 最高裁は、訴訟の迅速化や審理期間の予測可能性の確保のためとして提案。
→（裁判所は一定期間で事件を処理でき、負担軽減になる）。

質問2

どんな裁判手続ですか

- 審理する期間を6ヶ月に制限した裁判。
- 当事者双方が申出（同意）したとき。
→（期日の回数や人証調べがどの程度できるかは定めがなく、やってみないと分からない。「早い訴訟」と「そうでない訴訟（今の訴訟）」と言われば、不安でも選ばざるを得なくなるおそれ）。
- 弁護士が就いていることは要件でない。→（法律に疎い本人訴訟にも適用される）。
- 判決の理由も簡素化→（不服申立をするかが判断できない）。

しかし

反対が多い

- 意見公募手続（パブリックコメント）では、消費者団体、労働団体などからの反対意見が多数。
- その後の修正案（2021年10月）（要綱案とほぼ同じ）についても多数の反対意見。
- 主婦連合会など消費者3団体が反対声明（2021年12月15日）
- 大阪、福岡など全国の9弁護士会から反対あるいはさらに慎重審議を求める会長声明。
- 新聞は社説で警鐘。
- 法制審部会で主婦連の委員が最後まで反対。

問題点

なぜ設けては駄目なのですか

(1) 近代訴訟制度に反し、憲法の権利と抵触する

期間を限定した裁判は、諸外国に無い（法務省担当者も「たぶん外国にないと思う」と言っている）。外国には、近代訴訟制度（主張立証が尽くされたときに審理を終えるが基本原則）に反するから。憲法（32条）の「裁判を受ける権利」（主張立証する権利は法的審問請求権として認められている）を侵害している。

(2) 不十分・粗雑な審理となる

期間が限定される結果、事実上主張や証拠が制限され、不十分で粗雑な審理になる。

(3) 必要性が無い

この手続になじむとされている「争点が絞られた簡単な案件」は、今でも短期間に判決ないし和解で終了している。企業も、反対はしないとか、一定の需要はあるだろうという程度の意見。必要性の調査がされていない。

(4) 民事裁判制度の使命が果たせなくなる

裁判の使命（事実を明らかにして権利と義務を確定すること）が果たせなくなる。迅速化のかけ声で証人調べが減っているが、さらに形骸化するおそれ。

(5) 調査・検討・議論がない

本格的論文も、学会のシンポジウムもなく、外国の調査や必要性の調査も無い。これで立法化は乱暴。

弊害

弊害は除けない

法務省は弊害を除く手当てをしたとしているが、実際には弊害の除去はできない。

□当事者は途中で通常訴訟に移行できる

← 移行しても同じ裁判官が担当。当事者が裁判官の意向を無視して移行申立できるか疑問。

□裁判官が当事者の衡平や適正な審理の実現の見地から相応しくない事件は除く。

← 抽象的な規定であり、裁判官が適切に除外できるか疑問。

□判決に異議をいうと通常訴訟の審理が行える。

← 異議を言っても同じ裁判官が担当。当事者は異議を諦め、裁判を受ける権利が侵害される。

□消費者契約事件と個別労働事件を対象外。

← 消費者事件のなかの製品事故などの不法行為事件や、労働事件のなかの偽装請負の事件などが対象になるおそれ。裁判所が選別・除去するとしているが、基準が抽象的で、当事者の意向を無視して裁判官が除去できるか疑問。そもそも民事事件は種々あり、2つの事件類型を外しただけでは、この裁判制度が持つ基本的な問題は解決しない。

結論

- ・この裁判制度は、日本の民事裁判全体を歪め、司法への信頼を失う。
- ・裁判を受ける権利や、外国の法制等の調査、立法事実（必要性）の調査や検討が無い。
- ・裁判の迅速化は、裁判官の増員、証拠収集手続の整備が必要。
- ・期間限定裁判は、裁判のIT化の立法と関係がなく、今回の立法で新設すべきでない。